

第3部 環境像の実現に向けて

第2章 環境目標の達成に向けた取り組み

第1節 「きれいな水と身近な緑があり、やさしさとゆとりのあるまち」を目指して

1. 親しめる水辺空間の整備

本市の北側には木曽川が流れ、五条川、青木川、般若川、宮田用水路などの河川・用排水路が市内を北東から南西に向かって流れています。木曽川や五条川は、水質は良好で魚や鳥の姿も見られ、桜並木もあることから、市民のレクリエーションの場として利用されています。また、河川の清掃活動を行う市民・事業者の姿も見られます。市民からは「水遊び」「生物や水辺のふれあいがある公園」など、水とのふれあいを求める声があがっており、まちに水辺としてのやすらぎの空間の確保が求められています。

そこで、

親しめる水辺空間の整備に努めます。

市の取り組み

- (1) 親水機能を高めた河川・用排水路や遊水池などの改修・整備を推進します
 - ・木曽川などの水辺の自然とふれあえる場の整備、機会の創出
 - ・市民参加によるトンボなどの住める水辺などの整備
 - ・きれいな水を確保するため公共下水道の整備の推進
 - ・すいとぴあ江南を拠点とした川まつりの開催
 - ・市民参加による河川の清掃活動の実施

- (2) 水と緑のネットワーク化に努めます
 - ・拠点施設を核とした、道路・河川・史跡などを活用したネットワークの整備
 - ・市内の道路・河川沿いの遊歩道の整備
 - ・サイクリングロードの整備の検討

市民の取り組み

河川の清掃活動などを行います
市のイベントを利用するなどして、水辺の自然とふれあう機会をつくりま
す

事業者の取り組み

河川の清掃活動などを行います
水辺に関する市民活動へ積極的に参加するなどして、水辺の自然とふれあ
う機会をつくりま

2. 利用しやすい公園の整備

公園は、水辺とともに身近な憩いの場を形成し、生活にやすらぎと潤いを与えてくれます。

本市の1人当たりの都市公園面積は2.1m²で、県平均より少ないうえ、蘇南公園や国営木曾三川公園など大規模な公園が市の北部に偏っています。子供が日常的に遊べる身近な公園を望む市民の声も多くあり、ワークショップなどによる市民参加型の公園づくりを進めるとともに、維持管理や運営などには地域ボランティア、NPOの協力を得るなど、美しく地域に愛される公園づくりが必要です。

そこで、

都市公園整備を引き続き進めるとともに、身近で利用しやすい公園の整備と維持管理体制の充実に努めます。

市の取り組み

(1) 都市公園などの整備を推進します

- ・ 都市公園の未供用部分の整備の推進
- ・ (仮称) 花卉園芸植物園の整備の促進
- ・ 買い取り申し出の生産緑地を状況により買い取ることによる公園化の推進
- ・ ポケットパークの整備
- ・ 公園施設の整備・充実

(2) 公園の維持管理体制を充実します

- ・ 公園の清掃など、市民参加による維持管理
- ・ ごみの持ち帰り の周知

自分の出したごみは責任を持って適切に処理するという、本市のごみ処理行政の趣旨を周知します。イベント時には、会場に持ち込んだごみは必ず持ち帰り、出店者は必ずごみ箱を設置し、出店のごみは会場の外には出さないよう周知します。

市民の取り組み

区・町内会などを通じて公園の維持管理に協力します

事業者の取り組み

区・町内会などによる公園の維持管理に協力します



第3部 環境像の実現に向けて

3. まちの緑化の推進

緑地には、人にうるおいとやすらぎを与えるほかに、大気の浄化、生物生息環境、市民のレクリエーションの場、気候の緩和、都市景観の形成など、様々な機能があります。

本市は近年都市化が進んだことから緑地の確保のため、「保全地区・保存樹木制度」を導入しましたが、市街地の緑地の減少傾向は続いており、緑が少ないことに不満を感じる市民も多くいます。

このほか、市では生垣の設置に対して補助金の交付や、宅地開発などに際しては、事業施行面積の3%以上の緑地あるいは公園の確保を指導しています。また、市民による花いっぱい運動の展開が見られる地域もあり、緑化意識の高まりが感じられます。

そこで、

緑化推進制度を拡充するとともに緑化意識を高め、緑と花のあふれるまちの形成を目指します。

市の取り組み

(1) 公共施設の緑化を推進します

- ・ 街路樹の整備の推進
- ・ 市の木（くろがねもち）、市の花（ふじ）、家庭の花（きく）の植栽
- ・ 施設の空間を生かした緑化
- ・ 公園などのフェンスを利用した蔓植物の植栽
- ・ 緑化団体の活動場所として公共施設の活用
- ・ 公園や公共施設における四季折々の草花の植栽

(2) 工場・民有地の緑化を促進します

- ・ 壁面・屋上の緑化、花壇、生垣の設置などの促進
- ・ 緑化協定締結の促進

(3) 緑化推進制度を整備・充実します

- ・ グリーンバンク制度の導入

(4) 市民の緑化意識を高めます

- ・ 緑化に関する情報提供・相談の実施
- ・ 緑化に関する講座の開催
- ・ 花いっぱい運動¹の全家庭への拡大
- ・ ガーデニングコンクールなどのイベントの開催



第3部 環境像の実現に向けて

市民の取り組み

公共施設の花壇などの維持管理に協力します
 街路樹の維持管理に協力します
 ベランダ、屋上、壁面の緑化や、生垣や花壇などの設置に努めます
 生垣設置奨励補助金交付制度²を活用するなどして、生垣を設置します
 花いっぱい運動などの緑化運動に積極的に参加します
 生産緑地を適正に維持管理します
 緑化に関する制度を積極的に活用します
 緑化講座へ参加します
 コンクール、イベントへ積極的に参加し、緑化運動を進めます

事業者の取り組み

街路樹の維持管理に協力します
 開発事業などに際しては、市と緑化協定を締結します
 敷地内に生垣や花壇などを設置します
 コンクール、イベントへ積極的に参加し、緑化運動を進めます

1：花いっぱい運動

市では、花壇の設置などに取り組む団体に花の苗を提供し、活動を支援しています。現在地元ボランティアや老人クラブなどにより、駅周辺や公園、公共施設などでそれぞれの季節に合わせて年3回、花の植栽が行われています。詳しくは市役所公園緑地課へお問い合わせください。



2：生垣設置奨励補助金交付制度

市では、自然と住宅が調和した快適な環境をつくるための一環として、新しく生垣を設置する人、ブロック塀などから生垣に変更する人に「江南市生垣設置奨励補助金交付要綱」に基づいて補助金を交付しています。設置場所が公道に面し、延長2.0m以上あること、公道境界から幹もとまで0.5m以上後退しているなどの要件を満たしている場合、既存のブロック塀などを取り壊し設置する生垣には上限で10万円、新設で上限8万円の補助金（平成13年10月現在）が交付されます。詳しくは市役所公園緑地課へお問い合わせください。

江南市宅地開発等に関する指導について

市では、良好な生活環境の整備を図り、秩序ある市域の発展を期するため、開発について一定の基準を定めています。開発にあたり事業者には、事業施行面積の3%以上の緑化に努め、かつ事業施行面積が3千m²以上については、事業施行面積の3%以上を公園として別に設けることを指導しています。

第3部 環境像の実現に向けて

4. 生態系の保全と復元

木曽川沿いには比較的まとまった樹林があり、市内でも生物が多く見られる場所となっています。江南市史の^{へんさん}編纂に伴い昭和61年に実施された調査以来、市域全体にわたる生物の調査結果がありませんが、都市化の進展によって当時より生物の生息できる環境が減少していると考えられます。

生物の生息環境が失われつつあるなかで、さまざまな自然とのふれあいの場や機会の確保を図るなど、自然と人との間に豊かな交流を保ち、健全な生態系を保全、復元し、自然と人との共生を確保することが望まれています。

そこで、

生態系の保全と復元に向けて、樹林地や水辺などの自然環境の保全及び復元、自然環境保全活動の支援に取り組みます。

市の取り組み

(1)社寺林や、木曽川沿いの雑木林などの保全に努めます

- ・ 動植物の生育・生息状況など自然環境の実態を把握及び自然の緑地としての保全制度の検討
- ・ 市民参加による自然環境の実態把握体制の整備

(2)遊休農地を活用して農地の保全に努めます

- ・ 遊休農地の活用法について、所有者、市民などの参加による検討会の設置

(3)自然環境の保全及び復元事業を推進します

- ・ 河川のあるべき姿の検討及び護岸整備への反映
- ・ 河川改修や調整池の整備にあたり、可能な限り多自然型の工法の採用
- ・ 学校や公共施設へのビオトープ¹の導入

(4)良好な水質の確保に努めます

- ・ 公共下水道の整備の推進及び速やかな接続の促進
- ・ 合併処理浄化槽設置の促進と支援及び浄化槽の適切な維持管理の指導の強化
- ・ 河川・用排水路の改修における水質浄化効果のある工法の導入
- ・ 宮田導水路などへ冬期通水の要請
- ・ 河川・用排水路の水質向上に向けた近隣自治体との連携の強化
- ・ 水質の測定調査の充実

(5)自然環境保全活動を支援します

- ・ 自然保護団体との連携、情報の共有化の推進
- ・ 市民参加による「クリーン運動」の実施

第3部 環境像の実現に向けて

市民の取り組み	事業者の取り組み
<p>保全地区・保存樹木制度²などの制度を積極的に活用します</p> <p>自然環境の調査、研究、情報収集に努めます</p> <p>遊休農地の活用法について提案します</p> <p>市民菜園を利用します</p> <p>農薬などの適正な使用に努めます</p> <p>公共下水道の整備後は速やかに接続します</p> <p>合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付制度を活用し、合併処理浄化槽への移行及び適正な維持管理に努めます</p> <p>地域の生態系の保全などの活動に取り組みます</p> <p>自然環境復元事業への理解に努めます</p>	<p>公共下水道の整備後は速やかに接続します</p> <p>公害防除施設整備資金利子補給補助金交付制度を積極的に活用し、水質汚濁防止機器の導入に努めます</p> <p>合併処理浄化槽への移行及び適正な維持管理に努めます</p> <p>地域の生態系の保全などの活動に取り組みます</p>

1：ビオトープ

生物を意味する Bio と場所を意味する Top を合成したドイツ語で、「野生生物の生息空間」を意味します。生態学的には「生物の生息に必要な最小単位の空間のこと」とされています。一般にはトンボ池などある程度のまとまりのある生息地としてやや緩やかに使われ、さらに地域的な広がりをもつ生息空間などとして幅広く使われることもあり、郊外から都市にかけての水辺、湿地、草地から森林にいたるまでの水と緑を結ぶネットワーク化までを考慮した概念です。

2：保全地区・保存樹木制度

市では、市内の良好な自然環境及び美観上必要と認める地区または樹木を「江南市の自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」（昭和49年12月25日条例第33号）に基づいて、保全地区や保存樹木に指定しています。

なお、「江南市の自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」は、自然環境の保全を図るとともに市、市民及び事業者が一体となって、自然を愛し緑化を推進することにより健康で清潔なまちづくりに役立てることを目的とした条例です。この条例により市の木はくろがねもち、市の花はふじ、家庭の花はきくが定められています。

第3部 環境像の実現に向けて

5. 気軽に出歩きたくなるまちの創造

「やさしさとゆとりのあるまち」は、誰もが安全に出かけることができ、公共施設、民間施設に関わらず必要な施設を快適に利用できることが必要と考えられます。

本市の生活道路は、道幅が狭く側溝のふたがないなど、交通弱者と呼ばれる障害者や高齢者、子どもが安心して通行できないところもありますが、現在、平成10年3月に策定した「人にやさしい街づくり基本計画及び障害者計画」に基づき、道路の改善が続いているところです。また、交通弱者にとって重要な移動手段である公共バス路線は、利用者の減少から撤退傾向にあり、新たな路線の設定を含め、適切な配置が望まれています。

そこで、

誰もが気軽に出歩きたくなるように、歩道や生活道路の整備による歩行者の安全性の確保、公共交通機関の充実に努めます。

市の取り組み

(1) 歩道の整備を推進します

- ・ 縁石・ガードレール設置などによる歩行者・自転車の安全の確保
- ・ 道路と歩道の段差の緩和など、バリアフリーに配慮した歩道の整備
- ・ 生垣などの適正管理の推進

(2) 生活道路の整備を推進します

- ・ 交差点改良、側溝の有蓋化（ふたかけ）の推進
- ・ 狭あい道路の整備
- ・ 道路案内の充実

(3) 誰もが利用しやすい公共交通機関の充実に努めます

- ・ 公共交通機関の拡充の要請
- ・ 公共施設を中心とした施設間の交通手段としてのコミュニティタクシーの利用促進
- ・ 公共交通機関におけるバリアフリー化の要請

市民の取り組み

自宅周辺の歩道の美化に心がけます

事業者の取り組み

事業所周辺の歩道の美化に心がけます

立て看板、自動販売機など、歩行の障害となるものを歩道に立てません・はみ出させません

第3部 環境像の実現に向けて

6. 施設のバリアフリー化

高齢化が進むなかで、誰もが快適と感じる都市であるためには、公共性の高い施設が弱者にとって利用しやすいことが重要です。

本市の将来の良い環境に重要なこととして「バリアフリーなど弱者への配慮」をあげる市民が多く、環境負荷低減とバリアフリーなどの弱者に対する配慮との調和のもとに成り立つ社会形成が必要といえます。

そこで、

安全で快適に利用できる施設の充実に努めます。

市の取り組み

- (1) 公共施設及び民間施設におけるバリアフリー化の推進、啓発を進めます
- ・ 「人にやさしい街づくり基本計画及び障害者計画」に基づく、バリアフリー化の推進
 - ・ ハートビル法 による公共性の高い建築物のバリアフリー化の啓発

市民の取り組み

身体障害者用のトイレや駐車スペースなどを健常者がむやみに使わないようにし、高齢者・障害者の施設利用の妨げになることはしません

バリアフリーの情報を発信します

弱者へ配慮する心を家庭で育てます

事業者の取り組み

施設のバリアフリー化を進めます

：ハートビル法

「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(平成6年6月29日 法律第44号)

この法律は、高齢者や障害者などが円滑に利用できる建築物の建築を促進するための措置を講ずることにより、建築物の質的向上を図り、公共の福祉に役立てることを目的としています。病院、デパートなどの不特定多数の人が利用する建物については、通路やエレベーター、トイレなどを、誰もが円滑に利用できるようにするための措置を講じなければなりません。この法律は、その基準を示しています。

第3部 環境像の実現に向けて

7. まちの景観の保全

景観は、都市の快適さの重要な要因であり、まちの個性・魅力を形成するほか、市民のまちに対する親しみや誇りを育てます。

現在、「ふるさと歴史散策道」など歴史資源を活用したまち並みづくりが進められています。また、花いっぱい運動や清掃活動など、市民の美化意識の高まりが見られます。しかし、道路へのごみのポイ捨てや違法屋外広告物、放置自転車などにより、まちの景観が損なわれており、対策を進める必要があります。

そこで、

魅力ある都市景観の形成と、環境美化の促進に努めます。

市の取り組み

(1) 魅力ある都市景観の形成に努めます

- ・ 幹線道路の整備の促進
- ・ 電線類の地中化の検討
- ・ 道路の植樹帯などの美化と維持管理の推進
- ・ 豊富な歴史的・文化的遺産を利用した観光ルート・施設の整備の推進
- ・ 水やりなどの市民の維持管理協力による道路緑化の推進
- ・ 花いっぱい運動の展開
- ・ 県との連携による屋外広告物規制の周知及び指導

(2) 放置自転車・違法駐車・放置自動車対策を推進します

- ・ 駐輪場の適正配置
- ・ 放置自転車禁止区域の必要に応じた拡充
- ・ 広報などを通じた違法駐車・放置自動車防止の呼びかけの強化
- ・ 自転車・自動車利用に関するマナー向上の啓発

(3) 市民の美化意識を啓発するとともに、美化運動を推進します

- ・ 「クリーン運動」の推進
- ・ 区・町内会などとの連携及び協力体制の推進
- ・ 地域の景観づくりに対する意識の啓発
- ・ 広報などを通じたごみのポイ捨て防止などの呼びかけの強化
- ・ 地域の景観づくり活動の場として公共施設の壁面の活用

第3部 環境像の実現に向けて

市民の取り組み

街路樹や花壇などの維持管理に協力します
 農地は適切な維持管理に努め遊休農地化を防ぎます
 駐輪場・駐車場を利用し、自転車の放置や違法駐車はしません
 ごみのポイ捨てはしません・させません
 「クリーン運動」に参加するなど地域の清掃活動に積極的に協力します

事業者の取り組み

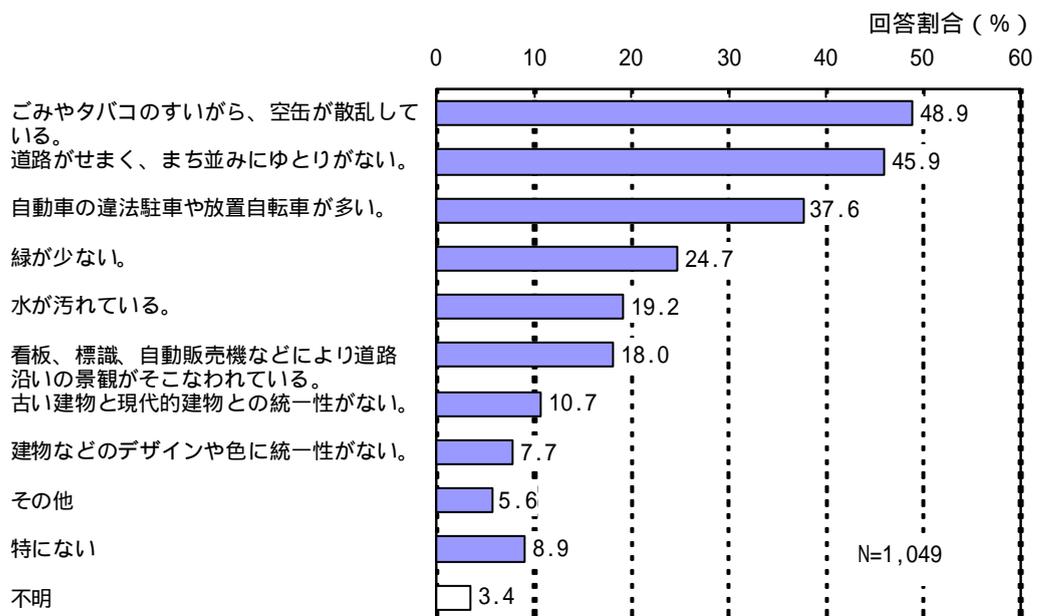
事業所の建設にあたっては、周辺景観との調和に努めます
 屋外広告物の設置にあたっては、県条例に従うとともに、周辺景観に配慮します
 駐輪場・駐車場を利用し、自転車の放置や違法駐車はしません
 「クリーン運動」に参加するなど地域の清掃活動に積極的に協力します

：屋外広告物規制

愛知県では「愛知県屋外広告物条例」（昭和39年7月6日 条例第56号）により、屋外広告物のあり方や規制に関する事項などを定めています。この条例において、屋外広告物は、美観や風致を乱したり人々に危害を及ぼすおそれがなく、地域の良好な景観の形成に配慮されたものでなければならないことが示されています。

まち並みの美観をそこねるものについて

まち並みの美観をそこなっている原因は何だと思えますか。次の中からあてはまるものを3つまで選んでください。



(平成12年度環境に関する市民アンケート調査結果より)

第3部 環境像の実現に向けて

8. 郷土の歴史・文化の継承

本市には史跡や古文書など、数多くの歴史的・文化的遺産があります。

文化財としては、仏像や書物などが多数あるほか、曼陀羅寺は正堂と書院が国指定の文化財であり、藤まつりで全国的にも知られています。無形文化財では県指定の「安良の棒の手」「今市場の獅子芝居」がありますが、「今市場の獅子芝居」は現在舞い手が1人となり、後継者育成が求められています。このほか、戦国武将に縁のある久昌寺や蜂須賀屋敷跡（宮後城）、織豊戦国史を語る資料「武功夜話」など、我が国や本市の歴史・文化を理解するうえで重要な遺産が多数あります。

これらの歴史的・文化的遺産を継承していくことは、郷土への理解と愛着心を育て、望ましい環境像の実現への基盤となります。

そこで、

郷土の歴史、文化の継承と理解を進め、愛郷心の育成に努めます。

市の取り組み

(1) 歴史的・文化的遺産の保護・継承を進めます

- ・文化財の保存管理の指導及び財政支援の充実
- ・埋蔵文化財包蔵地の保存・調査体制の強化
- ・無形文化財の保存活動の支援
- ・無形文化財の後継者育成の支援
- ・新たな文化的遺産などの調査・保存

(2) 歴史的・文化的遺産の情報を提供するとともに愛郷心を育成します

- ・歴史的遺産を活用した事業の推進
- ・取り組みや施設の名称に、歴史ある地名を引用した歴史的な雰囲気への創出
- ・歴史民俗資料館の収蔵品の充実・活用
- ・小学校の副読本や学外講師の活用による愛郷心の育成
- ・「武功夜話」など歴史資料の内容の把握及び後世への継承
- ・伝統行事の継承の支援及び市民への情報の提供
- ・公民館活動の充実

市民の取り組み

文化財の保存に努めます
所有物の文化的価値の見直しをします
地域の伝統文化の後世への継承に努めます
伝統行事に積極的に参加します
地域の文化財に関する講座に参加します

事業者の取り組み

文化財や伝統行事の保存活動を支援します
開発事業の際には、文化財の保護・保存に留意します



国指定文化財 曼陀羅寺の正堂



国指定文化財 木曾川堤（桜）



県指定文化財 安良の棒の手